

高等学校改革の動向について

令和2年 11月 27日

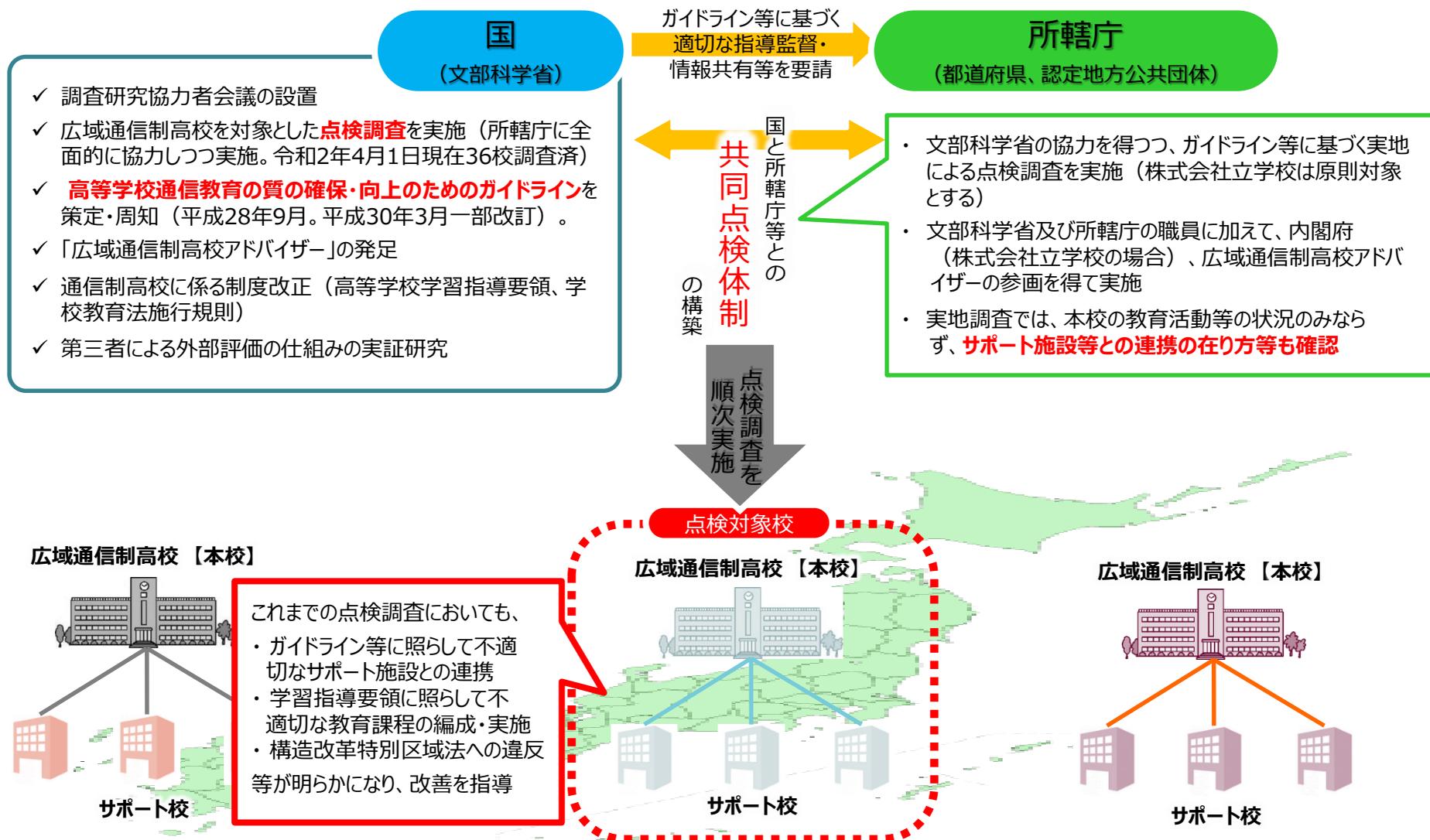
文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）

- 1. 高等学校通信制教育の現状**
- 2. 高等学校教育改革の動向**
- 3. 高等学校通信教育の質保証方策**

3. 高等学校通信教育の質保証方策

これまでの広域通信制高等学校の質の確保・向上に向けた取組

- 通信制高校は、不登校や中途退学経験者等への学び直しの機会の提供など、多様な学びのニーズへの受け皿としての役割が期待される一方で、一部の広域通信制高校において、民間教育施設との不適切な連携や学習指導要領に基づかない教育など、様々な問題が生じている。
- 文部科学省においては、ウィッツ青山学園高等学校において違法・不適切な学校運営等が発覚した事案を受けて、「**高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン**」の策定や**点検調査の実施**等、広域通信制高等学校の質の確保・向上のための施策を推進している。



高等学校通信教育の質保証方策

【高等学校通信教育の質保証方策に関する審議組織と審議まとめ】

- ◆ 通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議（以下「通信制会議」と略称。）
 - ◆ 中央教育審議会「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ」（以下「高校WG」と略称。）
- ⇒ 通信制会議での検討を基礎としつつ、両会議にて議論状況を共有しながら検討を行い、高校WG審議まとめとして取りまとめ

通信制会議 委員名簿（令和2年4月時点）

（◎：座長、○：副座長）

吾妻 俊治	東海大学付属望星高等学校長
◎ 荒瀬 克己	関西国際大学学長補佐
内堀 繁利	長野県教育委員会事務局高校改革推進役
大河原 遼平	TMI総合法律事務所弁護士
○ 賀澤 恵二	全国高等学校通信制教育研究会顧問、大成高等学校長（元NHK学園高等学校長）
佐藤 浩	宮城県白石高等学校長（元宮城県総務部副参事私学・公益法人課学事担当）
時乗 洋昭	山手学院中学校・高等学校長
中西 茂	教育ジャーナリスト、玉川大学教育学部教授
原口 瑞	神奈川県立横浜修悠館高等学校長
日永 龍彦	山梨大学大学教育センター教授
森田 裕介	早稲田大学人間科学学術院教授

（計11名）

高校WG 委員名簿（令和2年4月時点）

（◎：主査、○：主査代理）

跡部 清	成蹊中学校・高等学校長
◎ 荒瀬 克己	関西国際大学学長補佐
岩本 悠	一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事、島根県教育魅力化特命官
内堀 繁利	長野県教育委員会事務局高校改革推進役
小田切 徳美	明治大学農学部教授
鍛治田 千文	YMCA学院高等学校長
川上 泰彦	兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授
香山 真一	岡山県青少年教育センター閑谷学校所長
佐藤 成美	埼玉県立戸田翔陽高等学校長
清水 雅己	埼玉県立大宮工業高等学校長
末富 芳	日本大学文理学部教授
田村 知子	大阪教育大学連合教職実践研究科教授
角田 浩子	リクルート進学総研「キャリアガイダンス」編集顧問
長塚 篤夫	順天中学校・高等学校長、日本私立中学高等学校連合会常任理事
奈須 正裕	上智大学総合人間科学部教育学科教授
○ 橋本 幸三	京都府教育委員会教育長
牧田 和樹	全国高等学校PTA連合会顧問
牧野 光朗	長野県飯田市長
山口 正樹	神奈川県立上溝高等学校長

（計19名）

新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ） （高等学校通信教育の質保証方策関係 概要）

- 平成27年のウィッツ青山学園高等学校の事案をはじめ、**一部の通信制高等学校において違法・不適切な学校運営や教育活動等が明らか**となった状況を受けて、ガイドラインの策定及び周知、広域通信制高等学校に対する実地での立ち入り調査（点検調査）の実施等を行い、**これまでも高等学校通信教育の質の確保・向上を図るための取組を進めてきたところ**である。
- しかしながら、**近年においても未だに様々な課題が明らか**となっており、例えば点検調査では以下のような指摘がなされている。

点検調査で確認された不適切な教育活動等（例）

○教育課程の編成・実施に関する主な事例

- ・ 100人を超える生徒に対し、教員が1名で面接指導を実施する事例
- ・ 生徒が独自に行ったアルバイトを特別活動の時間としてカウントする事例、特別活動を年間指導計画に位置付けていない事例
- ・ 試験の実施を面接指導の時間数としてカウントする事例、試験を1科目20分で行う事例
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習の成果物に対する学習評価がなされていない事例
- ・ 4泊5日の集中スクーリングにおいて、8時10分から1限目が始まり、21時30分に13限目が終わるといふ、1日に50分の面接指導を13コマも実施することとしている事例
- ・ 6月に4泊5日の集中スクーリングを実施し、年間の添削指導が全て終えていないにもかかわらず、年間の面接指導及び試験を全て行うこととしている事例

○広域通信制高等学校の展開するサテライト施設に関する主な事例

- ・ サテライト施設に所属する生徒の教育活動をサテライト施設任せとしている事例
- ・ サテライト施設において、担当教科・科目の教員によらない指導又は学習支援の時間を、当該教科・科目の面接指導の時間数としてカウントする事例

○学校評価に関する主な事例

- ・ 法令上義務付けられている自己評価の実施及び公表がなされていない事例

新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ°（審議まとめ）

（高等学校通信教育の質保証方策関係 概要）

- 時代の変化・役割の変化に応じて多様な生徒が在籍する実態を踏まえ、**通信制高等学校で学ぶ全ての生徒が適切な教育環境の下で存分に学ぶことができるよう、以下の対応方策を通じて、高等学校通信教育の質保証の徹底を図る。**

①教育課程の編成・実施の適正化

○「通信教育実施計画」（仮称）の策定・明示

各年度における添削指導・面接指導・試験の年間計画やその実施予定内容等を記載した体系的な計画として「通信教育実施計画」（仮称）を策定し、あらかじめ、生徒や保護者に対して明示するよう義務付ける。

○面接指導の意義及び役割等の明確化

面接指導の意義及び役割を踏まえ、ガイドラインの改訂等により、面接指導は少人数で行うことを基幹とすること、集中スクーリングで1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること、多様なメディアを利用して行う学習の報告課題等にも観点別学習状況の評価を実施すること、試験の時間及び時期を適切に定めること等の事項を明確にする。

②サテライト施設の教育水準の確保

○実施校の責任下でのサテライト施設の把握・管理、情報開示の徹底

実施校は各サテライト施設における高等学校通信教育に関連する活動状況を实地調査や連絡会議等により適切に把握・管理するとともに、各サテライト施設の教育活動等に関する情報開示を実施することを求める。

○面接指導等実施施設として備えるべき教育環境の確保

面接指導や試験等を実施する施設（面接指導等実施施設）について、どの都道府県が設置認可する施設であっても高等学校通信教育を担うに相当と考えられる教育環境を共通に確保するため、実施校と同等の教育環境が備えられることとなるよう、面接指導等実施施設に求められる共通の基準に関し必要な措置を講ずる。

③多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実

○多様な生徒に応じた教育相談体制の充実

在籍生徒の若年化・多様化している実態を踏まえ、ガイドラインの改訂等により養護教諭等の適切な配置に努めること等を明確にするとともに、SC・SSW等の専門スタッフの充実や関係機関等との連携促進等を図る。

○きめ細かな指導・支援を実現するための教員配置

面接指導は本来的には個別指導を原則とする趣旨を踏まえた上で、そのような面接指導を実施できる教育環境を整備するために教諭等を適切に配置すべきであることを明確化する。その際には、生徒数に応じた具体的な教諭等の人数をガイドラインに明記する等の措置を講ずる。

④主体的な学校運営改善の徹底

○学校評価・自己点検の徹底

法令に基づく学校評価の実施・公表の徹底を図るとともに、第三者評価を推進。さらには、ガイドラインを踏まえた共通のフォーマット「自己点検チェックシート」（仮称）に基づく自己点検の実施・公表を求める。

○情報開示の徹底・好事例の創出共有

教員・生徒・教育課程・施設設備等に関する学校の基本情報の開示を義務付ける。さらに、各学校が互いによりよい通信教育を主体的に研究するため、高等学校通信教育研究協議会等の場を設ける。また、ICTを基盤とした先端技術を効果的に活用する好事例の創出・共有を図るため、ガイドラインに準拠する通信制高等学校を対象にした実証研究を実施する。

①教育課程の編成・実施の適正化

- これからの時代に求められる資質・能力をバランスよく育むためには、対面により行う面接指導は高等学校通信教育に欠かすことのできない基幹的な存在であり、その意義はこれからの時代により一層高まっていくものである。
- 高等学校通信教育の特質や今後職業的自立を目指していく中学校卒業後の段階の生徒が相当数在籍している実態等に鑑み、添削指導・面接指導・試験との相互の関係を踏まえながら、それぞれの意義及び役割が的確に発揮されるよう計画的かつ体系的に計画して実施することが求められる。

➤ 「通信教育実施計画」（仮称）の策定・明示

- 添削指導の年間計画、面接指導の年間計画とその実施予定内容、多様なメディアを利用した指導等の実施方法や報告課題の作成等の基本的な実施計画、試験の日程、学習成果の評価基準等を記載した体系的な計画として、「通信教育実施計画」（仮称）を策定し、あらかじめ、生徒や保護者に対して明示することが適当。

➤ 関係法令・ガイドラインの改正等により以下の点を明確化

- 面接指導は、添削指導等を通じて明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながらきめ細かな指導が行えるよう、少人数で行うことを基幹とすること
- 面接指導を集中スクーリングとして実施する場合には、生徒及び教師の健康面や指導面の効果を考慮して、例えば8時30分から17時15分までとしたり、多くとも1日当たり8単位時間までを目安に設定したりするなど、1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること
- 多様なメディアを利用して行う学習により面接指導時間数を免除する場合には、生徒の多様な状況に留意しつつ、観点別学習状況の評価が可能となるような報告課題の作成等を求めること。
- 試験は、その実施時間・時期を適切に定める必要があること。例えば、1科目20分で実施することや、学期末以外の時期に行われる集中スクーリングにおいて試験を実施することなどは適切ではないこと。

等

②サテライト施設の教育水準の確保

■ 広域通信制高等学校の展開するサテライト施設の設置状況

- 平成28年から令和元年にかけての3年間で、広域通信制高等学校の学校数は2校増加している一方で、広域通信制高等学校の展開するサテライト施設は634施設増加している。

	広域通信制高校 本校	サテライト施設				
		計	自校の施設	協力校	技能教育 施設	サポート施設
平成28年度	105	2,234	575	215	210	1,234
平成29年度	106	2,521	604	220	214	1,483
令和元年度	107	2,868	917	212	207	1,532

(※1) 「自校の施設」とは、広域通信制高校が自校の施設として設置している面接指導・添削指導・試験のための施設（自己所有、借用のいずれかを問わず、他の学校等の校舎施設の一部を借用して自校の教室としているもの等も含む。）が該当する。

(※2) 「協力校」とは、広域通信制高校の行う面接指導及び試験等に協力する他の高等学校（高等学校通信教育規程第3条の協力校）が該当する。

(※3) 「技能教育施設」とは、広域通信制高校と技能連携を行う技能教育施設（学校教育法第55条の技能教育施設。いわゆる「技能連携校」）が該当する。

(※4) 「サポート施設」とは、上記以外の施設であって、実施校に在籍する生徒に対して学習面や生活面での支援等を行うものとして、実施校または設置者が認めているものが該当する。

(出典) 文部科学省調べ

②サテライト施設の教育水準の確保

- 面接指導等を実施する施設としては、実施校及び協力校のほか、高等学校通信教育規程第11条の規定により、他の学校等の施設を用いることが認められることが明確化されている。

○高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第十一条 実施校は、**特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は**、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

○平成18年4月4日付け文部科学省初等中等教育局長通知「高等学校通信教育規程の一部を改正する省令について（通知）」（18文科初第23号）より一部抜粋

第2 留意事項

2. 第11条について

- (1)第11条中「特別の事情」には、生徒の通学可能区域に本校がなく、かつ、協力校を設けることができない等の場合が考えられること。
- (2)第11条中「他の学校等」には、大学・短期大学、専修学校、指定技能教育施設等が含まれること。
- (3)他の学校等を使用する場合、教育活動に適した施設であるか等について判断し、教育上及び安全上支障がない施設で実施する必要があること。
- (4)他の学校等を使用して面接指導等を行う場合であっても、生徒が在学する高等学校の教員が行う必要があること。
- (5)各都道府県において、私立学校の通信制高等学校の設置認可に係る審査基準等について必要な整備をするなど、面接指導等が適切な施設で実施されるよう留意する必要があること。
- (6)通信制高等学校が所在する都道府県と面接指導等を行う他の学校等の施設が所在する都道府県とが異なる場合は、都道府県間で相互に連携をとることが望ましいこと。

- 一方で、**同条の規定はどのような施設及び設備の使用であっても許容するという趣旨ではなく、上記通知のとおり、その規定の趣旨及び内容を踏まえ、生徒の通学可能区域に本校がなく、かつ、協力校を設けることができない等の特別な事情が認められるかどうか、教育活動に適した施設であると認められるかどうか、教育上及び安全上支障がない施設として認められるかどうか、といった観点を踏まえて適切に判断されなければならないものである。**

② サテライト施設の教育水準の確保

■ サテライト施設の定義・分類

サテライト施設の定義・分類		法令上の規定	
サテライト施設	面接指導等実施施設	分校	—
		協力校	高等学校通信教育規程第3条
		指定技能教育施設	学校教育法第55条 高等学校通信教育規程第11条
		他の学校等の施設	高等学校通信教育規程第11条
	サポート施設	法令上の位置付けなし	

- 分校：実施校専用の施設として設置する添削指導・面接指導・試験のための施設（〇〇学習センター、〇〇キャンパス等）
- 協力校：実施校の行う面接指導・試験等に協力する他の高等学校
- 技能教育施設：所在する都道府県の教育委員会の指定を受けた技能教育のための施設で、実施校の行う面接指導・試験等に協力する施設（企業内訓練校、高等専修学校等）
- 他の学校等の施設：実施校の面接指導・試験等を実施するために借用する他の学校等の施設（大学・短期大学、専修学校等）
- サポート施設：実施校に在籍する生徒に対して学習面や生活面での支援等を行うものとして実施校・設置者が提携を認める施設

②サテライト施設の教育水準の確保

- 面接指導や添削指導のサポート等を実施するためのサテライト施設を展開するものも多く存在しているものの、中には、いまだ高等学校教育を担うに相当と考えられる教育環境が確保されているか疑わしいものも存在。
- 私立通信制高等学校は、所轄庁である都道府県の設置認可基準等により一定の教育水準を確保することが求められるが、面接指導等実施施設に求められる教育環境の水準は、所轄する都道府県により差異があるのが現状。
- とりわけ面接指導等実施施設は、高等学校通信教育における基幹的な部分である面接指導等を実施するものであるとともに、生徒はその在籍する通信制高等学校の教育について、実施校で受けずとも面接指導等実施施設において完結させることも可能であること等を踏まえれば、そうした面接指導等を十分に行うために相応しい適切な教育環境は共通に整備されるべきものである。

➤ 実施校の責任下でのサテライト施設の把握・管理、情報開示の徹底

- サテライト施設において実施校との取決めに基づき実施される面接指導や添削指導のサポート等の活動等について、実施校の責任として適正な実施を図ることが求められるものであることを明確化することが適当。
- さらには、その責任を全うするために、各サテライト施設における高等学校通信教育に関連する活動状況を現地調査や連絡会議等により適切に把握・管理するとともに、実施校の責任下で、各サテライト施設における連携協力して行う教育活動等に関する情報開示の徹底を図っていくこととする。

➤ 面接指導等実施施設として備えるべき教育環境の確保

- 面接指導等実施施設について、どの都道府県が設置認可する施設であっても高等学校通信教育を担うに相当と考えられる教育環境を共通に確保するため、実施校と同等の教育環境が備えられることとなるよう、面接指導等実施施設に求められる共通の基準に関し必要な措置を講ずる。

③多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実

- 通信制高等学校の年齢別生徒数を見ると、全体の生徒数のうち15歳から18歳までの生徒数の割合は、昭和60年度では49.7%だったのが、令和元年度では81.9%となっており、生徒層の若年化が進み、中学校卒業後の段階で通信制高等学校に入学する者が増えているものと考えられる。
- 入学する生徒の実態としては、不登校や中途退学経験者、特別な支援を要する生徒、帰国生徒・外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒等、様々な困難や課題を抱える生徒等も数多く受け入れている。



➤ 多様な生徒に応じた教育相談体制の充実

- 在籍生徒の若年化・多様化している実態を踏まえ、ガイドラインの改訂等により養護教諭等の適切な配置に努めること等を明確にするとともに、SC・SSW等の専門スタッフの充実や関係機関等との連携促進等を図る。

➤ きめ細かな指導・支援を実現するための教員配置

- 面接指導は本来的には個別指導を原則とする趣旨を踏まえた上で、そのような面接指導を実施できる教育環境を整備するために教諭等を適切に配置すべきであることを明確化する。その際には、生徒数に応じた具体的な教諭等の人数をガイドラインに明記する等の措置を講ずる。

④主体的な学校運営改善の徹底

- これまでの取組により、各通信制高等学校において学校運営や教育活動の改善に向けた取組が浸透する一方で、いまだに不適切な学校運営や教育活動を行っている学校も少なからず見られるところである。
- また、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づき、自己評価の実施及び結果公表が義務付けられ、学校関係者評価の実施及び結果公表に努めることとされているところ、生徒がよりよい教育活動等を享受できることとなるよう、学校評価の実施・公表を通じて学校運営改善に主体的に取り組む学校がある一方で、当該法令を踏まえた取組が必ずしも十分でない学校もいまだに見受けられる

➤ 学校評価・自己点検の徹底

- ガイドラインを踏まえた主体的な学校運営改善を推進する観点から、まずもって法令上求められる学校評価の実施及び結果の公表を徹底するとともに、ガイドラインを踏まえた共通のフォーマットに基づく自己点検の実施及び結果の公表を求めることが適当。その際には、国において、自己点検項目や自己点検基準等を整理した「自己点検チェックシート」（仮称）の策定を行う。
- さらには、学校運営や教育活動の更なる適正化を図る観点から、外部の専門家を中心とした評価者による第三者評価の活用を促進していくことが考えられる。

➤ 情報開示の徹底・好事例の創出共有

- 公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図るため、教師に関すること、入学者数、卒業生の進路状況及び中途退学者等に関すること、教育課程に関すること、施設及び設備その他の教育環境に関すること、教師一人当たりの生徒数など、通信制高等学校の教育活動の基本的な状況について、情報の公開を各通信制高等学校に義務付けることが考えられる。
- また、高等学校通信教育の質保証を徹底していくことに加え、高等学校通信教育の好事例の創出・共有を図ることも重要であることを踏まえ、ICTを基盤とした先端技術を効果的に活用する好事例の創出・共有を図るため、ガイドラインに準拠する通信制高等学校を対象にした実証研究を実施する。

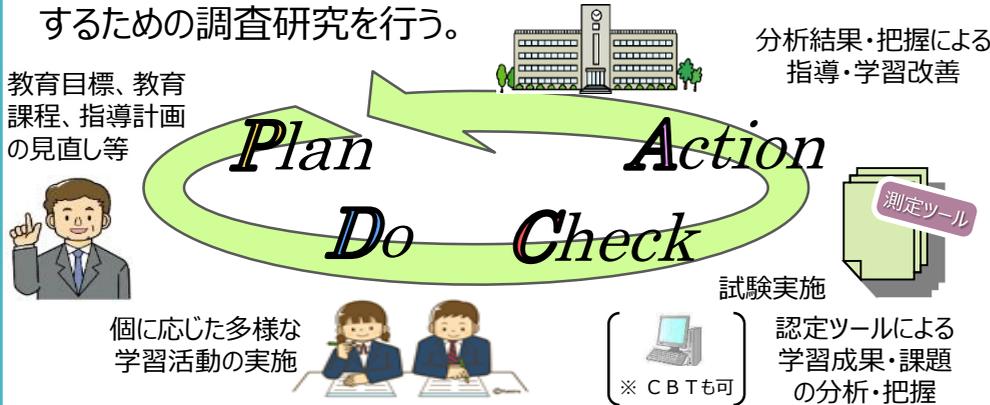
高等学校においては、生徒の基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起を図ること、定時制・通信制課程における多様な学習ニーズに応じた学びの実現とともに、ICTを効果的に活用した新時代の学びの充実を図ることが求められていることから、実証研究により、高等学校における教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

高等学校における教育の質の確保・多様性への対応のための調査研究

① PDCAサイクルの構築

◆ 新学習指導要領への対応を踏まえた対象教科・科目等の在り方に関する調査研究

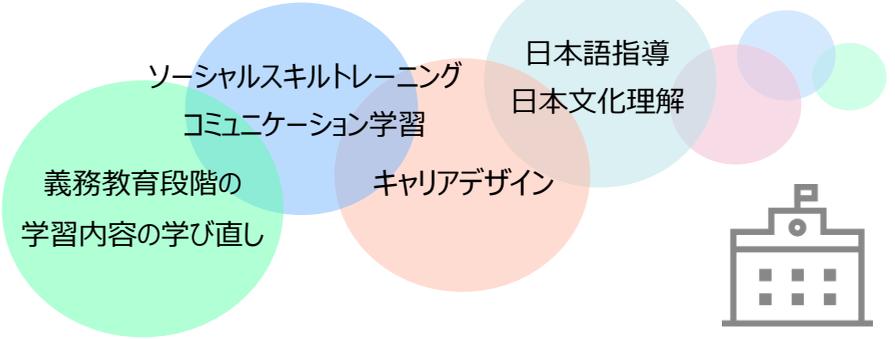
「高校生のための学びの基礎診断」の対象教科である国語・数学・英語以外の共通必修科目等の取扱いについて検討するための調査研究を行う。



② 多様性に応じた新時代の学びの充実支援事業

定時制・通信制課程において、多様な生徒に応じて卒業後の進路を見据えたカリキュラムの研究開発を実施するとともに、多様な学習ニーズに応じながらICTを効果的に活用した指導・評価方法等の実証研究を行う。

～ 多様な学習ニーズに応じたカリキュラム開発 × ICT活用 ～



対象校種

国公立の高等学校等

委託先

- ① 民間企業
- ② 国公立の高等学校等

箇所数
単価
期間

- ① 1箇所 年間900万円/箇所 1年
- ② 8箇所 年間450万円/箇所 原則 3年

委託対象経費

- ① PDCAサイクルの調査に必要な経費
- ② カリキュラム開発等に必要な経費
(人件費、設備備品費、委員旅費、謝金等)